

2021年9月2日

【オンラインセミナー】 #ミャンマー国軍の資金源を断て
「クーデターから7ヶ月 現地情勢と日本の経済支援を振り返り、これからを考える」

ミャンマー国軍との関係が懸念されるビジネス
日本企業への働きかけ



FoE Japan委託研究員 波多江 秀枝
E-mail: hatae@foejapan.org

国軍との関係が懸念される 日本企業の主なビジネス(1)

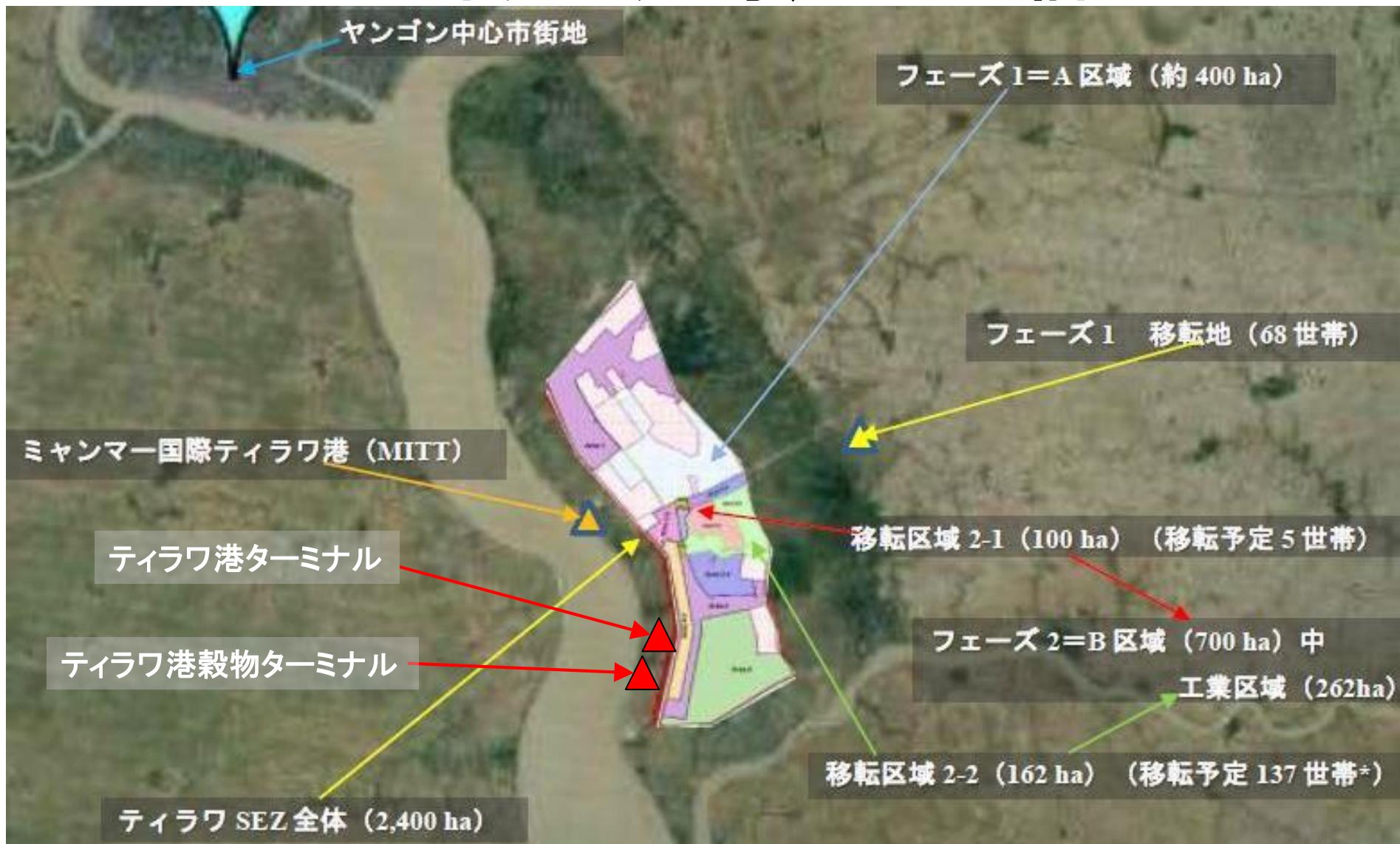
企業	主な関与事業	公的金融機関の関与				3メガ銀の直接関与		
		JICA	JBIC	JOIN	その他	MUFJ	SMBC	みずほ
三菱UFJ	ティラワSEZ	○			NEXI			
三井住友	ティラワSEZ	○			NEXI			
みずほ	ティラワSEZ	○			NEXI			
三菱商事	ティラワSEZ	○			NEXI			
	イエタグン・ガス田				METI			
	ランドマーク			○	NEXI			
	ティラワ港穀物ターミナル			○				
住友商事	ティラワSEZ	○						
	ティラワ港ターミナル	(○)		○				
	MPT通信事業共同運営				NEXI			
丸紅	ティラワSEZ	○						
横河ブリッジ	バゴー橋	○						
KDDI	MPT通信事業共同運営				NEXI			

国軍との関係が懸念される 日本企業の主なビジネス(2)

企業	主な関与事業	公的金融機関の関与				3メガ銀の直接関与		
		JICA	JBIC	JOIN	その他	MUFJ	SMBC	みずほ
フジタ	Yコンプレックス	○	○				○	○
東京建物	Yコンプレックス	○	○				○	○
オークラ	Yコンプレックス	○	○				○	○
JX石油開発	イエタグン・ガス田	(○)			METI (JOGMEC)			
ENEOS	(イエタグン・ガス田)	(○)			METI			
	ジェット燃料輸送							
三井石油開発	ガス探査							
豊田通商	ティラワ港ターミナル	(○)		○				
上組	ティラワ港ターミナル	(○)		○				
	ティラワ港穀物ターミナル			○				
鹿島建設	ヤンキン都市開発事業	○	○		○	○		
タサキ	真珠養殖						(主要取引)	
キリン	ビール製造・販売(MEHL との合弁)	○			?	?	?	?



ティラワ 経済特別区(SEZ)、 ティラワ 港湾、バゴー橋



ティラワ 経済特別区(SEZ)、 ティラワ 港湾、バゴー橋



ヤンゴン市街地の複合施設





ティラワ SEZ 開発事業 3商社+3メガ銀行 + JICA

- MJTD (Myanmar Japan Thilawa Development Ltd.) 出資比率
 - 日本民間: 39% 丸紅、住友商事、三菱商事、みずほ、三井住友、三菱UFJ
 - 日本政府: 10% JICA
 - ミャンマー民間: 41% 民間9社、一般投資家
 - ミャンマー政府: 10% ティラワSEZ管理委員会
- 三菱商事、住友商事、丸紅
 - 明示的な批判や方針の表明無し
…現地関係者の安全確保
 - 配当金支払い停止(?)
 - 土地リース代は一括で支払済み
- みずほ、三井住友、三菱UFJ
 - 明示的な批判や方針の表明無し
 - 個別案件は一切答えられない





通信事業 KDDI + 住友商事



- KSGMがMPT(ミャンマー郵電公社／運輸通信省)と共同事業
 - KDDIと住友商事
 - 合弁企業設立 KDDI Summit Global Singapore PTE. LTD.
 - 合弁が子会社設立 KSGM (KDDI Summit Global Myanmar Co., Ltd.)

- ミャンマーにおけるインターネット遮断の主な状況

2月1日	未明のネット接続規制
2月4日～	フェイスブックへのアクセス遮断
2月5日～	ツイッター及びインスタグラムへのアクセス遮断
2月6日	30時間のネット接続遮断
2月15日～	夜間のネット接続遮断
2月18日～	ウィキペディアへのアクセス遮断
3月15日～	携帯電話データ通信の常時遮断
4月2日～	ワイヤレス・ブロードバンドの常時遮断

- 5月下旬以降徐々に緩和。しかし、現在もSNS等の規制は継続



通信事業 KDDI + 住友商事



■ 軍事体制による電話やインターネットの監視強化にMPTが協力？

- 報道によれば…

→ミャンマー警察サイバーセキュリティ・チームに協力し、

軍事体制に反対する人たちを特定、追跡

- 特定ユーザーの通話、テキスト、位置情報をリアルタイムで監視
- 通話中に「抗議」「革命」など特定の言葉が使われると
自動的に通話録音。その通話を確認できるよう警察に通知

■ KDDI／住友商事

- 明示的な批判や方針の表明無し

…現地関係者の安全確保

- ネット遮断即時解除を規制当局に要請。全面回復に努力。

- 「ミャンマーの経済発展に資する」「人々の生活向上に貢献したい」「ミャンマーの人びとと共にありたい」

- MPTとの提携解消？ = 通信事業の継続不可

イエタグン・ガス田 JX石油開発 + 三菱商事 + 経済産業省

■ 権益比率

- オペレーター:ペトロナス・チャガリ社 40.9%
- ミャンマー石油ガス公社(MOGE) 20.5%
- PTTエクスプロレーション・アンド・プロダクション(PTTEP) 19.3%
- JXミャンマー石油開発 19.3%
 - 日本政府(経済産業大臣) 50%
 - JX石油開発 40%
 - 三菱商事 10%(2013年～)

■ 三菱商事

- 明示的な批判や方針の表明無し
…現地関係者の安全確保
- 限られた発言権の中、できる範囲のこととは……



イエタグン・ガス田

JX石油開発 + 三菱商事 + 経済産業省

- JX石油開発(7月初旬時点での回答内容)
 - 明示的な批判や方針の表明無し
 - 報道にあるとおり、**4月上旬から生産停止**の状況。技術面の問題が解消すれば、**生産再開**の方向。
 - 同事業は、**地域住民の生活に不可欠**なエネルギー源と認識。
 - 事業の**売上の一一部**は、ミャンマーの法令上、**ミャンマーの国庫収入**になっている。政府とパートナー企業と話し合いを続ける。
 - ENEOSグループ行動基準に照らし、引き続き人権問題などの課題を注視
 - ENEOSグループ人権ポリシーにある**人権デュー・ディリジェンス**の調査範囲に同事業は含まれていない(理由:グループが取組んでいる事業としては規模が小さい)。今後、人権デュー・ディリジェンスは実施内容を必要に応じて見直しつつ、継続。

国連グローバル・コンパクト

●国連グローバル・コンパクト(10原則)=160カ国13,000団体超署名



Global Compact
Network Japan

国連グローバル・
コンパクト

組織概要

活動紹介

行動を起こす

SDGs

署名・加入をご検討
の方



加入企業・団体一覧

正会員 **430** 企業・団体

2021年8月17日時点

理事会員

› キッコーマン株式会社

Participant

› 株式会社リコー

› 三菱商事株式会社

Participant

› MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社

› 住友商事株式会社

Participant

› 伊藤忠商事株式会社

出典: <https://www.unqcjn.org/gcijn/state/index.html>

国連グローバル・コンパクト

●国連グローバル・コンパクト(10原則) = 160カ国 13,000団体超署名

原則2 企業は、自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである

- **直接的加担** — 人権侵害に用いられるることを知りながら、企業が財またはサービスを提供する場合
- **受益的加担** — 企業がたとえ人権侵害に対して積極的な支援をしたり直接的な原因となっていたりしなくとも、それによって利益を得ている場合
- **加担の黙認** — 組織的または継続的な人権侵害に対し、企業が何も言わなかいか、何も行わない場合(最も議論の多いタイプの加担であり、法的責任が生じる可能性は最小)

国連 ビジネスと人権に関する指導原則

●国連 ビジネスと人権に関する指導原則 (2011年)=31原則

人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書

(https://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/docs/17session/A.HRC.17.31_en.pdf)

(https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/)

I.人権を保護する国家の義務(原則1~10)

原則4…JBIC等

II. 人権を尊重する企業の責任

A. 基盤となる原則(原則11~15)

B. 運用上の原則

方針によるコミットメント(原則16)、**人権デュー・ディリジェンス**(原則17~21)、
是正(原則22)、状況の問題(原則23、24)

III. 救済へのアクセス

A. 基盤となる原則(原則25)

B. 運用上の原則

国家基盤型の司法的メカニズム(原則26)、国家基盤型の非司法的苦情処理メカニズム(原則27)、非国家基盤型の苦情処理メカニズム(原則28~30)、非司法的苦情処理メカニズムのための実効性の要件(原則31)

国連 ビジネスと人権に関する指導原則

●国連 ビジネスと人権に関する指導原則 (2011年)=31原則

人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書

(https://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/docs/17session/A.HRC.17.31_en.pdf)

(https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/)

人権デュー・ディリジェンス(原則17~21)

原則17

人権への負の影響を特定し、防止し、軽減し、そしてどのように対処するかということに責任をもつために、企業は人権デュー・ディリジェンスを実行すべきである。そのプロセスは、実際のまたは潜在的な人権への影響を考量評価すること、その結論を取り入れ実行すること、それに対する反応を追跡検証すること、及びどのようにこの影響に対処するかについて知らせることを含むべきである。人権デュー・ディリジェンスは、

- (a) 企業がその企業活動を通じて引き起こしあるいは助長し、またはその取引関係によって企業の事業、商品またはサービスに直接関係する人権への負の影響を対象とすべきである。
- (b) 企業の規模、人権の負の影響についてのリスク、及び事業の性質並びに状況によってその複雑さも異なる。
- (c) 企業の事業や事業の状況の進展に伴い、人権リスクが時とともに変りうることを認識したうえで、継続的に行われるべきである。

国連 ビジネスと人権に関する指導原則

●国連 ビジネスと人権に関する指導原則 (2011年)=31原則

人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書

(https://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/docs/17session/A.HRC.17.31_en.pdf)

(https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/)

人権デュー・ディリジェンス(原則17～21)

原則18

人権リスクを測るために、企業は、その活動を通じて、またはその取引関係の結果として関与することになるかもしれない、実際のまたは潜在的な人権への負の影響を特定し評価すべきである。このプロセスでは、以下のことをすべきである。

- (a) 内部及び／または独立した外部からの人権に関する専門知識を活用する。
- (b) 企業の規模及び事業の性質や状況にふさわしい形で潜在的に影響を受けるグループやその他の関連ステークホルダーとの有意義な協議を組み込む。

#ミャンマー国軍の資金源を断て

#StandWithMyanmar

